

第128回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第1号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 第2号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和7年度神河町一般会計補正予算（第7号））
- 第3号議案 神河町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4号議案 神河町行政不服審査会条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第7号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9号議案 神河町過疎地域持続的発展計画の変更の件
- 第10号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（作畑・新田辺地）
- 第11号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（川上辺地）
- 第12号議案 峰山高原ホテル・リラクシア浄化槽更新工事請負契約の件
- 第13号議案 令和7年度神河町一般会計補正予算（第8号）
- 第14号議案 令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第4号）
- 第15号議案 令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第16号議案 令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 第17号議案 令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第18号議案 令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19号議案 令和7年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 第20号議案 令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 第21号議案 令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）
- 第22号議案 令和7年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）
- 第23号議案 令和8年度神河町一般会計予算
- 第24号議案 令和8年度神河町ケアステーション事業特別会計予算
- 第25号議案 令和8年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
- 第26号議案 令和8年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第27号議案 令和8年度神河町介護保険事業特別会計予算
- 第28号議案 令和8年度神河町土地開発事業特別会計予算
- 第29号議案 令和8年度神河町訪問看護事業特別会計予算
- 第30号議案 令和8年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
- 第31号議案 令和8年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算

- 第 3 2 号議案 令和 8 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
- 第 3 3 号議案 令和 8 年度神河町水道事業会計予算
- 第 3 4 号議案 令和 8 年度神河町下水道事業会計予算
- 第 3 5 号議案 令和 8 年度公立神崎総合病院事業会計予算
- 第 3 6 号議案 神河町神崎いこいの村条例を廃止する条例制定の件
- 第 3 7 号議案 神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の全部を改正する条例制定の件
- 第 3 8 号議案 財産処分 の件
- 第 3 9 号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 0 号議案 神河町公の施設（峰山高原スキー場）の指定管理者指定の件
- 第 4 1 号議案 神河町公の施設（峰山高原ホテルリラクシア）の指定管理者指定の件
- 第 4 2 号議案 令和 7 年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第 5 号）

神河町告示第16号

第128回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月20日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和8年3月3日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

小 島 義 次

木 村 秀 幸

小 寺 俊 輔

廣 納 良 幸

安 部 重 助

吉 岡 嘉 宏

松 岡 宣 彦

藤 森 正 晴

藤 原 資 広

栗 原 廣 哉

澤 田 俊 一

○応招しなかった議員

な し

令和 8 年 第128回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 1 日）

令和 8 年 3 月 3 日（火曜日）

議事日程（第 1 号）

令和 8 年 3 月 3 日 午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 第 2 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号））
- 日程第 5 第 3 号議案 神河町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 6 第 4 号議案 神河町行政不服審査会条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 7 第 5 号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 8 第 6 号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 9 第 7 号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 10 第 8 号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 11 第 9 号議案 神河町過疎地域持続的発展計画の変更の件
- 日程第 12 第 10 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（作畑・新田辺地）
- 第 11 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（川上辺地）
- 日程第 13 第 12 号議案 峰山高原ホテル・リラクシア浄化槽更新工事請負契約の件
- 日程第 14 第 13 号議案 令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 15 第 14 号議案 令和 7 年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 16 第 15 号議案 令和 7 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 第 16 号議案 令和 7 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 18 第 17 号議案 令和 7 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 第 18 号議案 令和 7 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 第 19 号議案 令和 7 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 第 20 号議案 令和 7 年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 第 21 号議案 令和 7 年度神河町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 23 第 22 号議案 令和 7 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 3 号）

日程第24	第23号議案	令和8年度神河町一般会計予算
	第24号議案	令和8年度神河町ケアステーション事業特別会計予算
	第25号議案	令和8年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
	第26号議案	令和8年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
	第27号議案	令和8年度神河町介護保険事業特別会計予算
	第28号議案	令和8年度神河町土地開発事業特別会計予算
	第29号議案	令和8年度神河町訪問看護事業特別会計予算
	第30号議案	令和8年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
	第31号議案	令和8年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
	第32号議案	令和8年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
	第33号議案	令和8年度神河町水道事業会計予算
	第34号議案	令和8年度神河町下水道事業会計予算
	第35号議案	令和8年度公立神崎総合病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸報告	
日程第4	第2号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和7年度神河町一般会計補正予算（第7号））
日程第5	第3号議案	神河町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件
日程第6	第4号議案	神河町行政不服審査会条例の一部を改正する条例制定の件
日程第7	第5号議案	神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
日程第8	第6号議案	神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
日程第9	第7号議案	神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
日程第10	第8号議案	神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
日程第11	第9号議案	神河町過疎地域持続的発展計画の変更の件
日程第12	第10号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（作畑・新田辺地）
	第11号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（川上辺地）
日程第13	第12号議案	峰山高原ホテル・リラクシア浄化槽更新工事請負契約の件
日程第14	第13号議案	令和7年度神河町一般会計補正予算（第8号）
日程第15	第14号議案	令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第4号）
日程第16	第15号議案	令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 日程第17 第16号議案 令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 第17号議案 令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 第18号議案 令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 第19号議案 令和7年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 第20号議案 令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 第21号議案 令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第23 第22号議案 令和7年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）

出席議員（11名）

1番 小島義次	7番 松岡宣彦
2番 木村秀幸	8番 藤森正晴
3番 小寺俊輔	9番 藤原資広
4番 廣納良幸	11番 栗原廣哉
5番 安部重助	12番 澤田俊一
6番 吉岡嘉宏	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高内教男 主査 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	藤原寿一
副町長	前田義人	地籍課長	中野友純
教育長	中野憲二	上下水道課長	谷 忍和人
総務課長	平岡万寿夫	健康福祉課長	藤原栄太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	黒田勝樹	木村弘美
税務課長	中島宏之	町参事兼事務長	高階正三
住民生活課長	井出博	病院総務課長兼施設課長	
住民生活課参事兼防災特命参事		井上淳一朗
.....	藤原一宏	教育課長兼給食センター所長	

農林政策課長 …………… 前 川 穂 積 …………… 児 島 浩 司
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事
…………… 岩 田 勲
ひと・まち・みらい課長
…………… 石 橋 啓 明
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事
…………… 高 橋 吉 治

議長挨拶

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

まず、国政におきましては、先般実施されました衆議院選挙の結果を受け、新たな体制の下で、政権運営が始動いたしました。少子高齢化の進行、物価高騰への対応、エネルギー・安全保障問題など、我が国を取り巻く課題は山積しており、今後の国政運営は極めて重要な局面を迎えております。

とりわけ令和8年度予算につきましては、国民生活の安定と地方経済の下支えに直結するものであり、その早期成立が強く求められております。地方財政計画や地方交付税総額の確保は、本町の行財政運営にも大きな影響を及ぼすものであります。国会における建設的な議論と円滑な予算成立を期待するものであります。

次に、県政におきましては、兵庫県が14年ぶりに起債許可団体となる見込みであり、県財政の弾力性が制約を受けることとなります。極めて厳しい財政状況に直面しており、県の財政健全化への取組はもとより、今後、県単独補助事業の見直しや市町への財政支援の在り方に影響が及ぶことも懸念され、本町におきましても、より一層の行財政運営の効率化と自主財源の確保に努めていかなければなりません。

神崎郡3町の広域行政につきましては、神崎郡ごみ処理施設建設工事の起工式が1月15日に執り行われ、令和10年4月稼働に向けて、建屋の建設工事が始まりました。また、姫路市中播消防署北部出張所が立派に竣工し、3月2日から運用が開始されました。最新の設備を備えた北部出張所が完成し、消防・救急活動の重要な拠点として、また、地域防災・減災の要として、その機能を十分に発揮されるものと大いに期待いたします。

さて、本日ここに第128回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに町執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶の至りに存じます。

今次定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告を受けますが、専決処分の報告、条例の一部改正、計画の策定と変更、工事請負契約、令和7年度各会計補正予算、令和8年度各会計当初予算など計34件であり、いずれも町政にとって重要

な案件であります。中でも、令和8年度各会計当初予算は、住民の皆様のご生活に直接関わるものであります。私たち議員にとりましても、4年間の任期における最後の予算審議に臨むこととなります。議員各位におかれましては、住民福祉の向上を念頭に、町民の皆様のご負託に応えるために慎重審議に努めていただき、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

第128回神河町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

改めて、議員の皆様には御健勝のこととお喜び申し上げます。

2月に入りましてから、厳しい寒さが続き、町内各地で積雪が続きましたが、中旬以降は、三寒四温の中で、一步一步、春めいてきています。今年で9シーズン目を迎えた峰山高原ホワイトピークですが、シーズンオープンでは出遅れはいたしました。年明けからの積雪と人工雪によるコース管理と情報発信、あわせて、ミラノ・コルティナ冬季オリンピックの日本選手団の大躍進効果もあり、2月末で5万人を超え、大いににぎわいを見せています。スキー場の営業は3月15日までとなっています。町民割引もありますので、町民の皆様もぜひ遊びに来ていただければと思います。

次に、3月1日は、柏尾地内に建設いたしました姫路市中播消防署北部出張所の竣工式が執り行われ、2日から供用開始となりました。ドクターヘリポートの設置、そして、最新の設備と管内最大敷地面積を有する新北部出張所でございます。地域の防災、救急体制の強化により、今まで以上に安全・安心な地域づくりに努めてまいります。

さて、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を始めて、2月24日で4年となりました。また、今年の年明け早々、アメリカ合衆国によるベネズエラ攻撃、さらには、2月末にはアメリカ合衆国とイスラエルによるイランに対する軍事攻撃など、地球規模ではますます不安定な状況が高まりつつあります。このたびのイランへの攻撃により、日本における原油輸入に大きな打撃になるおそれがあり、供給困難や価格急騰への懸念が高まっています。

国内では、政府は、令和8年度の国の予算案を、一般会計総額は122兆3,092億円で、前年度当初を7億円上回る2年連続での過去最大を更新しました。国の経済は、デフレ・コストカット型経済から、安定的な物価上昇と、それを上回る持続的な賃金上昇が実現する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあるとされています。このような背景の中、示された令和8年度の地方財政対策は、経済、物価動向等をいかに適切に反映することができるかが最大の課題とされています。

神河町の最大の政策課題は、言うまでもなく、人口減少を克服して、持続可能なまちの実現にあります。引き続き情勢を的確に把握し、国と連動して神河町第3期地域創生総合戦略を推進し、子供からお年寄りまでが神河町が楽しい、神河町が安心して暮らせ

ると思えるまち、特に若者が住み続けられる、住み続けたいと思えるまち、すなわち、世代交代がいつの時代にあっても続く持続可能なまちづくりに全力で取り組んでまいります。

さて、本日は第128回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には練り合わせての御出席を賜りまして、議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。今定例会には、専決処分1件、条例改正6件、計画の策定、変更3件、工事請負契約1件、令和7年度各会計の補正予算10件、令和8年度各会計予算13件の計34件を提出させていただきました。議員各位にはよろしく御審議を賜り、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前9時09分開会

○議長（澤田 俊一君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第128回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、北川会計管理者より、親族に御不幸があった関係で欠席届が提出されていますので、御報告申し上げます。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（澤田 俊一君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

8番、藤森正晴議員、9番、藤原資広議員、以上2名を指名します。

○議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安部です。議会運営委員会の報告をいたします。

去る2月25日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から3月24日までの22日間と決しております。

町長から提出されます議案は、専決処分1件、条例の一部改正6件、計画の策定、変更3件、工事請負契約1件、補正予算10件、令和8年度当初予算13件の計34件であります。

なお、議会からの提出議案及び閉会中に受理した請願等はございません。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

第1日目、第2日目は、町長提出の全ての議案について提案説明を受けることとしております。そのうち、第2号議案の専決処分の承認については、提案説明の後、質疑を受け、討論、表決をお願いすることとしております。

第3日目と第4日目は、質疑を行います。第3号議案から第12号議案については、それぞれ質疑の後、討論、表決をお願いすることとしております。第13号議案、一般会計補正予算は、質疑の後、総務文教常任委員会に審査を付託することとしております。一般会計補正予算との関連のない第14号議案、第16号議案から第20号議案及び第22号議案については、それぞれ質疑の後、討論、表決をお願いすることとしております。なお、一般会計補正予算との関連がある第15号議案、国民健康保険事業特別会計補正予算及び第21号議案、水道事業会計補正予算については、最終日に討論、表決をお願いすることとしております。また、第23号議案から第35号議案までの令和8年度各会計当初予算については、質疑の後、議会運営基準第120条の規定により、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置して審査を付託することとしております。

一般質問につきましては、通告締切りを3月5日の午前9時とし、定例会第5日目の16日と第6日目の17日に行うこととしております。

24日の最終日には、総務文教常任委員会に付託しました第13号議案、予算特別委員会に付託しました第23号議案から第35号議案について、委員長の審査報告を受け、討論、表決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程についてを決定し、議長にお願いしております。議員各位には格段の御協力をよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（澤田 俊一君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（澤田 俊一君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査と現地調査の監査報告を提示していただいております。お

手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、藤原資広委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（藤原 資広君） おはようございます。総務文教常任委員会委員長の藤原でございます。閉会中の2月の18日に総務文教常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、お手元の開催結果報告書の中から主な項目について報告をいたします。

まず、教育委員会関係でございます。

学校教育関係、こども誰でも通園制度についてでございます。

こども誰でも通園制度で、幼稚園やきらきら館の利用時間帯が午前中は11時まで、午後は13時または13時半からと、ランチタイムを外しているが、あえてランチタイムを外している理由は何かの問いに対しまして、受入れ施設としては、ふだん受け入れしていない乳幼児に食事を与える危険性を考え、事業のスタート段階では、ランチタイムを外すこととしたとの答弁でございました。

次に、利用する子供の顔ぶれが分かってくると、アレルギー体質なども分かってくると思う。今後、保護者からお昼の時間帯の利用要望も出てくると思うが、通園になじんできた段階で、その辺り改善の余地があればと思うがとの問いに対しまして、お昼に何とか受け入れしていきたいという思いは持っているので、引き続き各施設と調整したいという答弁でございました。

次に、社会教育関係でございます。施設の運営・維持管理の状況についてでございます。

町民温水プールで、チラーが14基のうち5基しか動かず、9基が不能ということである。また、利用人数もかなり減ってきている。今後、温水プールの維持管理を含めて、町の方針としては、どのような方向に持っていくつもりなのかの問いに対しまして、チラーを直すとなれば1億円以上かかると聞いている。直ったとしても、収支が改善されることとイコールにはならないと考えている。今後の運営については、町でしっかりと検討して、方向性を出していきたい。令和2年頃に、長谷地区から温水プールの存続要望が出ている。町としては、3年程度、収支を合わす努力や利用者を増やす努力に取り組むので、長谷地区にも取り組んでほしいと確認している。取組からおおむね3年が過ぎた状況で、六千数百万の赤字状態である。それを踏まえて、今後、方向性を出していきたいと思っている。利用者の数は伸び悩んでいるが、利用されている方については、満足度の高い施設であることも認識した上で、方向性を決めていきたいという答弁でございました。

次に、図書コミュニティ公園関係でございます。施設の運営・維持管理についての係

る質疑でございます。

乗用草刈り機購入の契約をされているが、以前、自動芝刈り機を導入すると聞いていた。なぜ変わったのかの問いに対しまして、当初予算では自動芝刈り機を導入すると説明していたが、草刈りをする屋間に公園を利用されている方がおられること、また、公園の面積からすれば、乗用芝刈り機のほうが早く草が刈れることと、そして、利用者の動向を確認しながら作業ができることから、乗用草刈り機の購入に切り替えたという答弁でございました。

次に、当初予算のときに当然そういうことは考えられると思うが、なぜ気づかなかったかの問いに対しまして、当初、公園の中心部に平らな部分は自動芝刈り機を購入して無人で刈ることを予定し、築山や花壇の部分は、中播広域シルバー人材センターの委託等で対応することとしていた。しかし、シルバー人材センターへお願いしている部分がある以上、草が伸びるスピードが速く、追いつかなくなってきた。そこで、乗用草刈り機を借りて作業したところ、乗用草刈り機は、中心部の平らな部分を刈ることができる上、一定勾配があるところも刈れることが分かったため、より効率的な作業ができるように変更したものという答弁でございました。

次に、給食センター関係で、市川町との統合協議についての質疑でございます。

市川町との給食センター統合会議が再開され、どんどん話が進んでいるようだが、記憶では、児童や生徒の数が減少する中、市川町と神河町の合計人数が今の給食センターで対応できる人数になったときに統合していくと聞いた覚えがある。両町の施設は、どちらも古いので、当然手直しが必要になってくると思うが、施設改修の協議にも入っているのかの問いに対しまして、市川町と神河町を合わせて1,200食程度になったときに統合すれば、大幅な改修がなくてもいけるのではないかという見込みで、市川町と協議を進めている。改修工事にかかる期間も必要となってくるので、その辺りを見込んで、令和10年4月に給食事業を中播北部事務組合に加えようと協議をしている。改修の費用負担については、市川町が神河町の給食センターに入ってくることによって、必要な改修費用は市川町が負担するということで協議をしている。ランニングコストについては、大まかな折半で運営していかなければならないと考えているという答弁でございました。

次に、1,200食が目安ということだが、令和10年といえば、二、三年先なので、もう人数は分かっていると思うがの問いに対しまして、神河町と市川町の児童生徒数の推移を見ると、令和14年度に1,200人になる見込みである。1,200人になれば、神河町の給食センターを使って両町の給食を調理することが可能となるので、逆算して令和10年から中播北部行政事務組合に加入することとし、そこに向けて令和8年度から調整などを行っていきたい。中播北部行政事務組合に加入することになるので、福崎町の意向も確認していく必要がある。そのため、福崎町にも説明して了解を得られた段階で確定となるという答弁でございました。

次に、令和8年度の給食費の予算についての質疑でございます。

国の給食無償化の取組として、小学生に一月当たり5,200円を交付してくれるというのだが、今、神河町の小学生の給食費は1か月3,850円である。交付金はそのまま5,200円支給されるのかの問いに対しまして、交付金については、本来なら保護者が負担する給食の材料費に当たる給食単価に対して交付されるものである。当町でも材料費の物価高騰を受けて試算し直したところ、小学生の給食単価は5,300円になっている。また、町の給食費をこれまで3,850円に抑えていたのは、保護者負担を増やさないという方針で、給食単価は4,850円だったが、差額の1,000円は町で負担してきた。実際に保護者負担となる給食単価は5,300円まで来ている。国から交付される5,200円は給食単価を支援しようとするものであるとの答弁でございました。

次に、税務課関係でございます。滞納整理についての質疑でございます。

固定資産税などの不納欠損分は、相続された方から徴収できないのかの問いに対しまして、相続調査は行っており、固定資産については、相続される方があれば、そちらに引き継ぐことになる。相続される方がいない場合や相続される方の所在が不明な場合、また、登記を調べても不明な場合は、不納欠損にしている。相続放棄されると、その分については徴収できないことになるという答弁でございました。

次に、相続人がいないときに、10年間ほど費用を払うと、国が土地を引き取るというような制度があると聞いたが、実際はどうかの問いに対しまして、10年分の管理費用相当額の負担金が必要だが、一定の要件を満たした上で、手放した土地を国庫に帰属させることができる相続土地国庫帰属制度という制度があるということでごございました。

次に、会計課でございます。

各課の収支資金をしっかりと把握し、収支資金計画に基づき、公金の出納管理ができていることを確認いたしました。

次に、総務課関係でございます。ケーブルテレビネットワーク施設指定管理者の更新についての質疑でございます。

ケーブルテレビの今後の運営方針を検討するため、これまで議会では全員協議会で現状と新しく姫路ケーブル株式会社とIRU契約した場合の経費や運営状況を対比する資料をお願いしたが、今回の資料ではよく分からないの問いに対しまして、要点を分かりやすく図化するなどして、議員をはじめ、町民にも理解できるよう工夫した資料を作成したいという答弁でございました。

次に、分かりやすい資料を作成していただいた上で、もう一回全員協議会を開くことになるが、担当課が考えている今後のスケジュールを教えてほしいという問いに対しまして、全員協議会で姫路ケーブル株式会社とのIRU契約について承諾が得られれば、双方で基本合意書を確認し、その合意書に基づいて1年間準備をしていく形になる。3月中には全員協議会の中で意見を取りまとめていただき、その上で基本合意書を結んでいけたらなと考えているという答弁でございました。

次に、神河みらい創造プロジェクトについての質疑でございます。

神河みらい創造プロジェクトで出た意見を集約されているが、公共施設の今後の在り方も踏まえて、調整していかないといけないと思う。町としても、考え方を一つ持って調整する必要があるが、その辺りをどう考えているのかの問いに対しまして、当プロジェクトの若手中堅職員からの提案の中で、新しい課をつくるか、係をつくるかというボールを投げてもらっている。令和8年度の体制の中で、こういったところに力点を置いた分担を考えており、これが提案に対する一つの答えである。人口が減少する中、負担となるものを縮小しつつ、地域、住民の暮らしや思いを大切にしていこうという縮充という考え方を視野に入れ、令和8年度はこれをどう進めていくか考える年にしたいという答弁でございました。

次に、病院改革推進室の取組状況についての質疑でございます。

縮充という言葉が出ているが、病院に当てはめると、ダウンサイジングも縮充の一つだと思う。病院運営はせっぱ詰まった話だと思うので、縮充の精神を病院にも取り入れないといけないと思う。当局の中でよく話し合いをしてほしいがという問いに対しまして、ダウンサイジングという言葉は、病院の中でも出ている。町としては、ダウンサイジングして収支を合わせることだけがよい病院ではなく、よい医師が残って小さくなるのであれば、よい病院になっていくので、よい病院であることを担保しながら経営を改善していくことを忘れないようにと病院にアタックをかけている。人口も減少し、ダウンサイジングはやむなしと思っているが、よい病院として残していきたいという思いはあるという答弁でございました。

以上、質疑のあった主なものを報告いたします。

これで、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 次に、民生福祉常任委員会、松岡宣彦委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（松岡 宣彦君） おはようございます。民生福祉常任委員会委員長の松岡宣彦です。閉会中の2月12日に民生福祉常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、その主な項目について報告をいたします。お手元に配付しております民生福祉常任委員会開催結果報告書を御覧ください。

まず最初に、公立神崎総合病院です。主な質疑応答は、次のとおりです。

予算執行状況表の入院収益、外来収益の執行率は、本来なら66%を見込んでいたところ、54%から56%にとどまっている。当初予算で3億1,100万円の赤字予算を組んでいる中、さらにこのような執行率でいくと、4億円から5億円の赤字になることが懸念されるが、どう見ているかという問いに対し、昨年、人事院勧告で3.6%引上げという高い数字が発表された関係で、人件費が大幅に上昇した。そのため、当初の想定を超えて、大きな赤字が出ていると認識しているという答えでした。

次に、医師に対してオンコール待機手当を新設するとのことであるが、病院が赤字経営の中で、医師手当を増やすのは適当ではないと思うが、どう考えているのかという問

いに対し、当院の救急医療体制の中で、医師が病院で待機する当直に加え、医師が自宅等で待機し、当直医師からの相談や遠隔画像診断について対応するオンコール待機について手当をしたいと考えている。ただ、経営状況が悪い中で、医師手当を増やすのは適当ではないという判断から、予算については、現在、医師全員に一律で支給している月額20万円の研究手当を削り、研究手当の総額の枠内でコントロールしたいと考えているという答えでした。

続いて、医師確保のために、年間200万円を支援する医師Uターン促進事業を新設しているが、赤字幅が増えていくような施策ばかり取っているイメージがある。それなら、しっかりと経営改善に取り組み、きちりとした病院運営の方向性を見つけた上で、医師確保などを進めたほうがよいと思うが、具体的にはどういった施策かという問いに対し、これまで若手医師の確保として、医師修学資金の貸付けを行ってきたが、当院へ就職せずに、全額返金したり、1年間だけ勤めて、残金を返金したりと、あまり功を奏していなかった。そこで、今回、ターゲットを若手から地元に着してもらえる成熟世代に変更し、医師Uターン促進事業として神崎郡内の出身者で当院に新たに常勤していただける医師に、年間200万円、5年間で最高1,000万円を支給する取組を考えているという答えでした。

続きまして、健康福祉課です。健康福祉課の主な質疑応答は、次のとおりです。

認知症サポーター養成講座を受けた人は、サポーターとして活動するのかという質問に対し、講座は、小学校や事業所で実施しているが、実際にサポーターとして活動するのではなく、認知症について理解していただき、周辺地域でのお声かけや普及によって、さらに理解を進めていただく形を想定しているという答えでした。

次に、介護保険施設のグループホームさくらは、全員退所されるまで事業を継続されると説明があったが、閉鎖されるということかという問いに対し、今年1月で事業を廃止する方向で進めていると聞いている。理由は、高齢の利用者が長期入院などをされた場合、空床のまま置いておくので、収入が入ってこないなど、採算が合わないという答えでした。

続きまして、住民生活課です。住民生活課の主な質疑応答は、次のとおりです。

特定空家対策に係る費用は、どこが負担するのかという問いに対し、危険空き家不良度判定調査については、町の負担で、解体作業の費用は、所有者負担を前提に話を進めることになる。基本的には、税の滞納処分と同様の処分をしなければならないので、調査、認定、執行に当たっては、十分精査しながらやっていくという答えでした。

次に、消防団員に対する自動車運転免許等の取得について、オートマチック限定免許の団員がマニュアル車も運転できるようになったり、準中型車が運転できるようになったりするための免許取得費の一部を補助する制度とのことだが、制度が悪用される心配はないかという問いに対し、町内各分団の消防車両を団員の誰もが運転できるということが基本なので、この補助制度を活用していきながら、団員確保に努めたい。補助制度

としては、所属分団長、または所属する部の副分団長の推薦や消防団に5年間在職して消防活動を行うことを誓約する必要がある、活動状況についてもしっかり確認していくという答えでした。

続いて、上下水道課です。上下水道課の主な質疑応答は、次のとおりです。

昨年末に越知谷地域で水道水が濁ってしまった事故について、今後はそういった心配はないかという問いに対し、浄水場ろ過設備に行くまでの前処理として、今は仮設で新しい装置をセットしている。その装置を通すだけで、通常のきれいなろ過水ができるが、今後、設置する装置は、さらにろ過機能が高くなっているので、心配ないと考えている。来年度、仮設の配管を埋設して、本設にしていく予定であるという答えでした。

以上、各課所管事務調査の報告でした。

また、当日、この事務調査の後、新たに神河町柏尾地内に建設された姫路市中播消防署北部出張所の現地調査を、3月1日の竣工式に先駆け、調査を行いました。報告書につきましては、別紙のとおりです。

以上、大変大まかな報告となりましたが、これ以外の項目につきましては、お手元の報告書にまとめておりますので、御確認ください。

以上、執行部におかれましては、報告書を読み返していただき、適切な事務執行をお願いいたします。

これで、民生福祉常任委員会の開催結果の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 次に、産業建設常任委員会、藤森正晴委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 産業建設常任委員会委員長の藤森です。閉会中の産業建設常任委員会の報告をいたします。

委員会は、去る2月5日に開催をしました。

最初に、建設課であります。

橋梁長寿命化修繕事業であります。

令和7年度事業の工事は、おおむね年度内に完了予定ですが、仲田橋、大畑区、第二栗谷橋、上岩区については、仮設足場等に係る河川占用許可が渇水期、11月から翌年の5月に限定されるため、工事内容や施工規模により、年度内完了が難しく、県との協議により、令和8年度へ繰り越すことになりました。

次に、地方創生道整備推進交付金事業であります。

これに対する質疑、町道光明寺線、町道コハウキ線で、南鍛冶地内の幅員はどうなったのかの質疑に対し、地元との協議を重ねた結果、道路用地としての幅員は変わらないが、側溝に蓋をすることにより、通行できる幅が1メートルほど広がるの回答であります。

次に、除雪事業に対する質疑であります。

除雪時の対応はどのようにしているのかに対し、各区长から積雪が10センチを超える場合に連絡をいただき、そこから業者に指示を出して出動していただいている。基本

的に大きな河川やバス路線を優先的に除雪するように指示をしている。これに対し、出勤する時間帯によっては、出勤や通学に支障が出る場合がある。それを踏まえて対応の仕方を見直せないかの質疑に対し、時間帯については、業者とも話し合い、各方面の状況を聞きながら適切に対応できるように検討したいの答弁であります。

次に、地籍課であります。

地籍調査事業は順調に進捗しております。

次に、農林政策課であります。

担い手対策・早生多収米試験栽培についての質疑であります。

コシヒカリの高温障害について、対策など計画はあるのかに対し、コシヒカリについては、基本的に湛水栽培を奨励しており、それ自体が高温に対する対応の一つになっている。また、キヌヒカリの高温耐性品種であるコ・ノ・ホ・シの試験栽培を今後やっというとしていこうとしている。これに対して、つきあかりの二期作等のデータを整理し、営農組合や農会長会議に情報を出して、研究してもらうようにしてはどうかの質疑に対し、再生二期作やつきあかり等の試験栽培については、普及センターと一緒にしており、作期の気温や雨量などのデータも整理し、担い手協議会等へ情報提供をしている。作る方や作りたい方にも一定のデータを提供できる状況になっているの回答であります。

次に、神河材のゆりかご事業であります。

この事業は、令和8年度に生まれる新生児に、町産材の積み木やベビーベッドを支給します。2年目以降は、一家に1台の支給を基本に考えている予定の事業であります。

質疑であります。神河町材を使ったゆりかご事業は、神崎建築組合工事人会に作っていただくということだが、単年度で終わるのでなく、継続的に委託できる体制ができていのかに対し、神崎建築組合工事人会は、複数の職人さんがおられるので、手分けすれば可能だと返事をいただいている。試作したベビーベッドを少し改良して、作りやすくしたいという意見や、職人さんの倉庫等で保管できるという話もいただいている。また、材料についても、市販のものより若干安く取り集めることができるということで、令和8年度は、このような内容で契約し、それ以降についても、町の子供たちのために協力したいと伺っておりますの答弁であります。

次の質疑であります。支給対象者へ知らせる時期や段取りはどのようにするのかに対し、2月の中旬に試作品が完了する予定なので、町の広報誌3月号で周知していきたい。また、健康福祉課で母子手帳を交付した方は、定期的な面談があるので、そこで個別にチラシを配付したいと考えているであります。

次の質疑であります。ベビーベッドは、生まれてすぐに必要となるので、足りないのでは済まされない。また、生まれる前から準備される家庭もあるので、早め早めの対応が必要だと思うがに対して、母子手帳の交付によって把握している7月までの出生予定数のベビーベッドの確保をするとともに、早め早めの周知をしていきたいの答弁であります。

次に、ひと・まち・みらい課であります。

若者世帯住宅取得支援事業の質疑であります。

若者世帯住宅取得支援で、家屋の除却に対する補助を新設するとのことだが、空き家対策や景観対策、安全対策であるなら、若者世帯に限定しなくてもよいのではないかの質疑に対し、地域創生の観点から、今課題になっている若者世帯への施策として、神河町に長く住んでいただけるであろうファミリー世帯や若者世帯に限定している。これに対し、どの地域でも空き家対策に困っている。若者世帯への新築補助の件数を見ると、除却補助を追加したからといって、若者世帯の増加につながるとは疑問である。若者世帯に手厚くしつつ、それ以外の世帯にも対応できるように要綱を定めるなど、効果や公平性を踏まえて検討すべきと思うがの質疑に対し、若者が宅地を探しているときに、空き家があれば、そこを潰して家を建てるというところに補助したいという狙いがある。ただ、内容については、いろいろな意見を参考に十分検討していきたいの答弁であります。

次の質疑であります。物件によっては、空き家を完全に潰すのではなく、一部を取り壊して増築することも考えられるが、その辺りも視野に入れる必要があるのではないかに対し、そういったことも検討している。基本的には、若者世帯の新築住宅の取得を大前提としているが、そういった状況も出てくると思っている。その場合は、補助を認める方向で検討しているの回答であります。

次に、モンテ・ローザについてであります。

ホテルモンテ・ローザは、今休館中だが、その後は、どんな状況かの質疑に対し、現状では、まだ白紙の状態である。持続可能な経営方針への転換やその管理について、町の方針を決めて公募をしたいと思っている。これに対し、今後、町として、維持管理経費や修繕費等についても十分精査をして進めてもらいたい質疑に対しまして、修繕計画等で将来的なコストも見込んでおく必要があると思っている。その辺りもしっかり精査した上で方向を決めたいの答弁であります。

次に、グリーンエコー笠形についてであります。

グリーンエコー笠形では、再建に向けてサウンディング型市場調査を行いつつ、検討委員会を開催し、下記の契約形態による管理者の公募を決定いたしました。①体育施設及び関連施設は業務委託契約、②体育施設以外の施設全般、使用貸借契約、③グラウンドゴルフ場については土地賃貸借契約であります。

次に、「公募によらない指定管理の候補者」を選定する場合の判定基準（案）についてであります。

神河町では、観光施設において、公募によらない、随意に指定管理者の候補者を選定する場合、その妥当性、合理性、透明性を確保するため、判定の指標及び基準を定めることとしました。当委員会は、この判定基準や選定委員等について、多くの質疑が出ました。そこで、結論集約のため、委員間討議を行いました。その委員間討議に対しての

結果報告であります。

まず、選定委員についてであります。

選定委員の学識経験者については、経営課題診断の専門家である中小企業診断士を1名増やして、2名とし、神河町行財政改革推進委員長を加えた、計3名を提案しました。

次に、判定基準についてであります。

判定基準となる採点表に加え、過去の経営において事故や過失など減点すべき項目がある場合に、審査へ反映させるため、減点方式の審査表を別途作成して、審査するように提案をしました。当委員会の提案に対し、副町長からは、選定委員会については、提案いただいた形で進めていく。判定基準となる減点方式の審査表については、しっかり検討して作成し、中身ができれば報告させていただくとの回答がありました。これらの協議結果については、これまでの全員協議会で協議してきたため、今後、全員協議会で報告していただくこととなりました。

その他の活動であります。

県道加美穴粟線改良促進議会連絡協議会の要望会についてであります。

12月18日に開催予定でしたが、姫路市内で発生した鳥インフルエンザの影響で急遽中止となりました。そして、要望書のみの提出であります。

その姫路土木事務所への要望書の項目と昨年度の回答であります。まず、①福本から柏尾までの自転車、歩行者の安全対策の昨年の回答は、自転車と歩行者を分離し、双方の安全性を確保するため、路肩の拡幅に令和4年度から着手し、令和6年度は用地測量を実施するの回答。次、②であります。神河町上小田地内の早期拡幅改良についての回答は、播但連絡道路の神崎南ランプから峰山高原リゾートに至る区間において、唯一、センターラインが引けていない箇所に着手したところであるの回答であります。次に、③の要望、穴粟市一宮町本谷から神河町上小田のトンネル計画の検討についての回答は、坂ノ辻峠は交通量が非常に少ないことから、トンネル化は効果が乏しく、事業着手は難しい。長期的な課題として取り組むの回答であります。そういう形で、今年度の回答はまだ届いておりませんが、これによりますと、昨年度の回答①、②は、前へ進めていくとの回答であったが、現状では一向に進捗しておりません。これについて、委員会でもいろいろ意見が出ました。課長によりますと、再三、福崎土木事務所のほうにお願い、要望したんですけど、県のほうからの予算がつかなかったというようなことあります。引き続き強く要望をしていきたいと思っております。

以上が閉会中の産業建設常任委員会の報告であります。

○議長（澤田 俊一君） 次に、議会改革調査特別委員会、小寺俊輔委員長、お願いします。

○議会改革調査特別委員会委員長（小寺 俊輔君） 議会改革調査特別委員会委員長の小寺です。令和8年1月30日に開催されました委員会の内容を含め、これまで2年間活動してきました総括での委員長報告をいたします。

令和4年4月17日執行の神河町議会議員選挙の定数割れ、無投票であったことを重く受け止め、議会では、様々な改革に取り組んでまいりましたが、その改革をより強力に推し進めることを目的とし、当委員会が設置されましたことは皆様御承知のとおりであります。

令和8年4月19日執行予定の町議会議員選挙で無投票にしないことを大きな目標とし、適正な定数、議員報酬、魅力ある議会づくりについて様々な議論を重ねてまいりました。

まず、令和6年から始まりました議会のあり方ゼミナールでは、町民と議員が一緒に様々なテーマに取り組み、町長とゼミ生による意見交換会を開催できたことは、大きな成果であったと感じております。ゼミナールでは、ゼミ生にも議会の定数、議員報酬について考えていただきました。ゼミ生との意見交換や特別委員会での議論を重ねた結果、議会として一定の考え方を町民の皆様にお示しすることができました。

まず、定数については、現状維持が妥当であるとの結論に達しましたことは皆様御承知のとおりであります。

次に、議員報酬についてです。原価方式による適正な報酬を算出するため、議員各位には、活動量のチェックシートをつけていただきましたことをまずは感謝申し上げます。その結果を踏まえ、議論を重ねた結果、次期改選以降の報酬は、30万以上が妥当であるとの議会の考え方をまとめました。

それらの結果を踏まえ、町内7ブロックで意見交換会を開催し、町民の皆様の声をお聞かせいただきました。賛否両論はございましたが、おおむね議会の考え方を御理解いただけたと考え、特別職等報酬審議会で審議していただくことになりました。報酬審議会の委員の皆様には、議長と私に現状説明や議会の考え方を述べさせていただく機会を与えてくださったこと、また、長時間にわたり議論に議論を重ねていただいたことに厚くお礼を申し上げます。審議会では、議会改革の取組に理解を示していただきましたが、まだまだ議員、議会の活動が目に見えてこないことなどを御指摘いただき、議員報酬については現状維持となりましたが、これからの活動に期待を込められ、次年度以降の継続審議となりました。

そのほかにも、議会改革調査特別委員会では、様々なことを研究してまいりました。

まず、議員報酬の減額規定です。報酬を増額するだけでは町民の理解が得られない。休んだ場合の減額規定を厳しくしないといけないとの思いから、減額起算日の見直し、減額猶予期間の短縮など、議論を重ねてまいりましたが、現状の規定が他町の水準と比較しても遜色ないことや、報酬が増額できなかったのに、減額だけ先行して実施すれば、さらに立候補者が減ってしまうのではないかとの意見もあり、今期では結論が出ず、改選以降の新議員で継続審議とすることに決しました。

次に、議員の研修参加の義務化であります。こちらについては、条例化はせず、申し送り事項として、任期内に1回以上の研修に参加を義務づけることを決しました。

さて、議会改革もまだまだ道半ばであり、町民の皆様の期待に応えられる議会となるためには、ここで歩みを止めるわけにはいきません。引き続き定数や報酬について、また、議員の資質向上や議会活動の見える化など、取り組むべき課題は山積しております。改選後も引き続き、議会改革調査特別委員会を設置していただき、魅力ある議会づくりに邁進していただくことを期待いたしまして、委員長報告を締めさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） それでは、ここで私のほうから、12月定例会以降、閉会中の主立った事項について報告いたします。

12月18日、県道加美穴栗線改良促進議会連絡協議会要望会は、中播磨県民センター管内で鳥インフルエンザが発生したため、姫路土木事務所での開催は中止となりました。今後も、坂ノ辻峠トンネル計画を含む県道整備の実現に向けた要望を行っていきます。

12月24日、藤後秀喜代表監査委員と吉岡嘉宏議選監査委員による監査委員定期監査結果報告が執行部に対して行われております。

1月8日、神河町及び神河町商工会共催の新年交歓会が開催され、各議員に出席していただいております。

1月9日、神河町老人クラブ連合会理事会・女性部役員会兼新年会が開催され、私が出席しております。

1月11日、令和8年姫路市消防出初め式が姫路城三の丸広場で開催され、栗原廣哉副議長に出席していただいております。

同じく1月11日、令和8年神河町二十歳のつどいがグリンデルホールで開催され、議会を代表して私が出席しております。

1月13日、令和7年度広報研究会が神戸で開催され、小島義次広報公聴活動調査特別委員長ほか全委員に出席していただいております。

1月14日、神崎郡議長会議員研究会及び情報交換会が、多可町議会にも参加いただき、神河町で開催され、各議員に出席していただいております。研究会では、千葉県市川市管財部公共マネジメント課課長、野村憲一氏から「議員と議会のコンプライアンス」と題した講演を聴講しました。

1月15日、神崎郡ごみ処理施設建設工事起工式が市川町で開催され、栗原廣哉副議長、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しております。

1月27日、大分県玖珠町議会議会改革特別委員会が神河町議会のあり方ゼミナールの取組について行政視察のため来町されています。議会からは、小寺俊輔議会改革調査特別委員長、安部重助同委員会副委員長と私が出席し、対応しております。

1月29日、兵庫県・兵庫県議会、沿線自治体首長と議会によるJRローカル線の維持に向けた国との意見交換会等が東京で開催され、私が参加しています。国土交通省鉄道局に対し、服部副知事をはじめ、沿線自治体の首長から各ローカル線での維持に向けた取組が示されました。その後、国土交通省鉄道局からローカル鉄道の再構築について

の考え方が示されました。

2月6日、令和7年度兵庫県町監査委員協議会定期総会が神戸で開催され、藤後秀喜代表監査委員と吉岡嘉宏議選監査委員が出席され、令和7年度事業実施報告、令和8年度事業計画及び予算が承認されました。また、「行政経営改革と監査の連動について—地方公会計と行政評価活用の奨め」と題して講演を聴講されております。

同じく2月6日、中播衛生施設事務組合議会定例会が開催され、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しています。付議事件の令和7年度事務組合一般会計補正予算については、審議の上、可決し、令和8年度事務組合一般会計予算について、提案説明を受けました。

2月9日、中播北部行政事務組合議会全員協議会が開催され、栗原廣哉副議長と松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しております。協議事項は、令和7年度事務組合一般会計補正予算に係る説明を受けました。

2月13日、兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しています。令和8年度同組合議会一般会計予算について審議し、承認しています。引き続き、兵庫県町議会議長会第5回臨時総会が開催され、令和8年度事業計画及び予算について審議し、承認しています。

同じく2月13日、寺小っ子体験塾閉級式が開催され、吉岡嘉宏人権文化推進特別委員長に出席していただいております。子供たちの1年間の活動報告を聞きました。

2月23日、神河町スポーツ協会設立20周年記念事業がグリンデルホールで開催され、私が出席しています。

2月26日、中播北部行政事務組合議会定例会第1日目が開催され、栗原廣哉副議長、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しています。付議事件の令和7年度事務組合一般会計補正予算は、審議の上、可決し、令和8年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。

2月27日、兵庫県立神崎高等学校の第49回卒業証書授与式が挙行され、栗原廣哉副議長、藤原資広総務文教常任委員長と私が出席しています。

3月1日、姫路市中播消防署北部出張所の竣工式が開催され、栗原廣哉副議長、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が参加しております。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、1月8日に第87号を発行し、1月23日に各区長様に配布しております。

以上で閉会中の主立った事項について報告を終わります。

なお、各事務組合議会の議案等につきましては、議員控室において閲覧できるようにしておりますので、御覧ください。

以上で諸報告を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を10時30分とします。

午前10時12分休憩

午前10時30分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

議案の審議に入る前に申し添えておきます。

議員各位においては、会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同規則第55条第1項では、質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。会議規則第54条及び第55条遵守の上、お願いいたします。

町当局におかれましては、質問に対して明瞭かつ確な答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 第2号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第4、第2号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和7年度神河町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第2号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和7年度神河町一般会計補正予算（第7号））でございます。

令和8年1月20日に、地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第6号）以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。

補正の要因は、第51回衆議院議員総選挙によるものです。

歳入歳出予算において、歳入では、衆議院議員総選挙費委託金1,166万3,000円の増額、歳出では、期日前投票及び選挙投開票に係る経費1,166万3,000円の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,166万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億9,699万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、神河町における選挙結果の詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

補正予算（第7号）は、衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙を執行するために必要な経費を計上したものでございます。

高市内閣総理大臣が1月19日に衆議院を解散し、総選挙を行うことを表明されたことを受けて、1月20日に神河町選挙管理委員会として臨時の選挙管理委員会を開催し、神河町選挙区の期日前投票及び開票所の日時や場所を決定し、その内容を反映した予算編成をしたものを同日付で専決処分させていただいたものでございます。

その後、衆議院は、1月23日に解散され、総選挙は1月27日公示、2月8日投開票で執行されました。投票率は、大雪の影響も心配しましたが、前回の70.01%を若干下回る69.53%と、兵庫県下で4回連続トップということとなりました。町民の皆様様の政治に対する関心の高さが示されたとともに、選挙公報に御協力いただきました区長様はじめ、区役員の皆様に厚くお礼を申し上げます。

以上が詳細説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） それでは、本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第2号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第2号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 第3号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第5、第3号議案、神河町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第3号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴うものでございます。

改正の内容は、法律改正に伴い、引用箇所の条ずれ及び地方公営企業法に基づく審査意見書の提出の追加等でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

新旧対照表 2 ページを御覧ください。第 5 条第 5 号は、職員の賠償責任の項目で、首長は、職員が地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうか監査させることとなっている項目で、地方自治法の改正による条ずれを改めるものでございます。

このたび追加いたします第 6 条第 3 号で規定する地方公営企業法第 30 条第 2 項による審査とは、企業会計の決算審査のこと、同条第 4 号で規定する地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定による審査とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の審査及び公営企業の資金不足比率の審査で、いずれも既に監査委員に審査を付している内容が漏れておりましたので、改めて明記するものでございます。

第 7 条は、監査制度の充実、強化により、監査委員により行われた審査は公表しなければならないとされたことから、改正するものでございます。

条ずれに関する上位法は既に施行されていること、また、失念箇所があったことにつきましては、深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。今後は、例規支援業者から提供していただく情報をしっかりと確認して、条例改正に努めていきたいと考えております。

以上が詳細説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 6 第 4 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 6、第 4 号議案、神河町行政不服審査会条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 4 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町行政不服審査会条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、不服申立て、審査請求が起こされた場合に、直ちに審査に入る体制を確立するため、委員の資格要件、任期、服務規律並びに会議運営に関する規定を整備するためでございます。

改正の内容は、不服申立てごとの行政不服審査会設置から、委員の任期を3年とすること、委員の政治的中立性確保に関する規定を追加すること及び審査会の会議運営に関する規定を新設するものでございます。

以上が提案の理由及び内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

詳細説明の前に、議案名に間違いがあったことをお詫びを申し上げたいというふうに思います。

それでは、新旧対照表4ページを御覧ください。第1条は、これまで行政不服審査法第81条第2項の規定に基づき、不服申立てごとに行政不服審査会を置くとしておりましたが、同法第69条第1項に、委員は法律や行政に優れた識見を有する者とされていることから、兵庫県弁護士会に委員の選任に要する期間を確認したところ、選任には一月から二月は必要と御助言をいただいたことから、委員の任期を定め、いつでも審査会を開催できる状況をつくっておくべきとの反省の下、条例改正を行うものでございます。

そのため、行政不服審査法第69条第4項の規定に倣い、第4条第2項で委員の任期を3年と定めるもののほか、政治運動の規制、同法第69条第8項を明記したものでございます。

第7条では、同法施行令第20条の規定に倣い、会議運営を明記したものでございます。

以上が詳細説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第7 第5号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第7、第5号議案、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第5号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、国民健康保険制度につきましては、兵庫県において県内の被保険者間における負担の公平性の確保及び制度の安定的な運営を目的として、令和9年度に標準保険税率を統一することとされ、3年間の移行期間を経て、遅くとも令和12年度には標準保険税率の完全統一が決定しております。この方針に基づき、これまで市町が独自に設けておりました精神医療付加金及び結核医療付加金につきましては、県内で保険税率を統一するという制度の基本的な考え方と整合しないことから、兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップにより、令和8年度末をもって廃止することとなりました。本条例改正は、この県の方針を踏まえ、令和9年4月1日を施行期日として、神河町国民健康保険条例から精神医療付加金及び結核医療付加金に関する規定を削除しようとするものでございます。

なお、8月1日付で更新いたします資格確認書につきましては、当該付加金の有効期限を令和9年3月31日までとする旨の記載が必要となりますことから、本定例会に上程させていただくものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第8 第6号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第8、第6号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第6号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、本年1月26日に行われました神河町国民健康保険運営協議会において審議され、答申を受けたことに伴い、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） 税務課、中島でございます。それでは、第6号議案の詳細説明を申し上げます。

国民健康保険税につきましては、令和11年度での標準保険税率移行に向け進んでおり、令和8年1月26日に開催されました国民健康保険運営協議会において、限りある財政調整基金を適切に投入することにより、被保険者の急激な負担増を避け、均等に段階的な移行に向け、改定を行うことはやむを得ないとの答申をいただいております。

それでは、新旧対照表により説明しますので、13ページをお願いします。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「（介護納付金という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、第4号を加えます。第4号、「子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）」。

14ページをお願いします。第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加えます。第5項、「第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割を加算した額とする。」を加えます。

第3条第1項中「地方税」及び「（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を削り、「100分の6.83」を「100分の7.02」に改めます。

第5条中「26,900円」を「28,400円」に改めます。

第5条の2は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額について、15ページをお願いします。第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につき「18,900円」を「19,500円」に改め、第2号の特定世帯は「9,450円」を「9,750円」に、第3号の特定継続世帯については「14,175円」を「14,625円」にそれぞれ改めます。

なお、特定世帯とは、同一世帯の国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、他の国民健康保険加入者が1人だけとなった世帯をいい、基礎課税額と後期高齢者支援等課税額の世帯別平等割額が最大5年間2分の1の額が減額されます。

また、特定継続世帯は、その5年間を経過しても、引き続き同じ状態で、国民健康保険と後期高齢者医療に分かれている世帯をいい、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額が3年間4分の1の額が減額されます。

第6条中「100分の2.98」を「100分の3.01」に改めます。

第7条の2中「11,500円」を「12,000円」に改めます。

第7条の3第1号中、16ページをお願いします。「8,000円」を「8,200円」に改め、同条第2号中「4,000円」を「4,100円」に改め、同条3号中「6,000円」を「6,150円」に改めます。

第8条中「100分の2.60」を「100分の2.64」に改めます。

第9条の2中「11,800円」を「12,400円」に改めます。

第9条の3中「5,900円」を「6,100円」に改め、同条の次に、次の4条を加えます。

第9条の4から第9条の7までは、令和8年4月から始まる子ども・子育て支援納付金に関するものです。子ども・子育て支援金制度は、子育て世帯に対する給付に通じて子供や子育て世帯を社会全体で応援する仕組みでございます。

国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額。第9条の4、第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額に100分の0.3を乗じて算定します。

国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額。第9条の5、第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とします。

18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額。第9条の6、第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円といたします。

国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額。17ページをお願いします。第9条の7、第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とします。第1号、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯800円、第2号、特定世帯400円、第3号、特定継続世帯600円。

続きまして、第21条は、低所得世帯の国民健康保険税の減額の規定になります。18ページを御覧ください。第1項第1号のアからケまでは、7割軽減によるもの、19ページの下半分、第2号のアから20ページのケまでは、5割軽減によるもの、21ページの第3号のアから22ページのケまでは、2割軽減によるものについて、減額となる額を改めるものでございます。

同22ページの下から7行目、第21条第2項は、未就学児の均等割額の減額についての改正でございます。

23ページをお願いします。第1号が基礎課税額の被保険者均等割額について、第2号が後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、第3号が子ども・子育て支援納付金課税額被保険者均等割額についての減額規定でございます。各号のアは、7割軽減の世帯の減額となる額、イは、5割軽減世帯、ウは、2割軽減世帯、エは、一般

世帯の減額となる額をそれぞれ改めるものでございます。

飛びまして、31ページ、32ページですが、これらのものを一覧にまとめたものを載せております。

以上で第6号議案の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第9 第7号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第9、第7号議案、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第7号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の主な理由は、昨年12月3日、神河町消防審議会において、粟賀南分団、小田原分団における団員数の減少に伴う部の統合について審議が行われ、統合はやむを得ないとの答申に基づき、神河町消防団条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

藤原住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、第7号議案の詳細説明を申し上げます。

神河町消防団、粟賀南分団、寺野部、柏尾部、東柏尾部、小田原分団、上岩部、高朝田部、宮野部では、近年、退団者が増えていく中、新入団員確保のめどが立たず、団員数は年々減少し、単独での部の維持が困難な状況となっております。このような情勢から、各部では、区とも協議をされ、結果、令和8年4月1日から部を統合したいとの申出があり、これを消防審議会に諮問したところ、統合はやむを得ないと答申を受けましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、36ページをお願いいたします。

改正の内容としましては、粟賀南分団の福本部、東柏尾部を統合し、福本東柏尾部に、寺野部、柏尾部を統合し、寺野柏尾部に、小田原分団の上岩部、高朝田部、宮野部を統合し、小田原部に改め、併せて定数についても改正をいたします。

消防団の定数につきましては、火災に対応する団員として、消防ポンプ自動車配備部は15名、小型ポンプ配備部は12名の数に、避難誘導に必要な団員数、地域の特性に合わせた団員数を合算して得た数としております。したがって、福本東柏尾部は、統合により消防ポンプ自動車が1台減となりますので、火災対応団員を15名減、端数調整により、地域特性団員は1名増となりますけれども、差引き14名の減となりますので、現在の定数51名から14名を減じ、定数を37名に、寺野柏尾部は、統合により小型ポンプが1台減となりますので、火災対応団員を12名減じ、現在の定数34名を22名に改正をいたします。また、小田原部は、統合により小型ポンプが2台減となりますので、火災対応団員を24名減じ、現在の定数49名を25名に改正をいたします。

これらによりまして、38ページ、こちらは、規則ではございますけれども、分団階級別定員を、粟賀南分団では、122名から26名減じ、96名に、小田原分団では、93名から24名減じ、69名に改めるとともに、35ページをお願いをいたします。35ページは、条例でございますけれども、第3条、消防団員の定員総数を650名から600名に、また、第5条では、部の統合に合わせ、副分団長の数を28名から24名に改正をいたします。

なお、第1条、第6条の改正につきましては、消防組織法とのそごが判明したため、併せて改正するものでございます。

以上で第7号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第10 第8号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第10、第8号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第8号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、非常勤消防団等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和8年2月6日に交付され、令和8年4月1日から施行されるため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、非常勤消防団員、消防作業従事者等の損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第11 第9号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第11、第9号議案、神河町過疎地域持続的発展計画の変更の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第9号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町過疎地域持続的発展計画の変更の件でございます。

神河町過疎地域持続的発展計画の前期の5年が経過するため、後期の5年間、令和8年度から令和12年度に、その内容を変更するもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この計画は、同法第8条第7項の規定に基づき、兵庫県とあらかじめ協議を行っております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事兼病院改革推進室長。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。そうしましたら、第9号議案の詳細につきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず、本件の要旨でございますが、過疎地域持続的発展計画の変更でございます。

まず、変更にあたりまして、その背景ですが、令和7年度に県の過疎指針が最終年を迎えることとなります。県の過疎指針が令和8年度から12年度版へ改定をされる予定でございます。これに合わせて、市町の過疎地域持続的発展計画も同様に令和8年度から令和12年度版へ改定する必要性が生じているというものでございます。

なお、過疎の指定につきましては、令和3年度から令和12年の10か年ということで指定をされておりますが、前期の5年間が経過をしますので、後期の5年、令和8年から12年度ということになりますが、その内容を変更をしたいというものでございます。

次に、変更にあたっての基本的留意事項が数点ございますので、申し上げたいと思います。まず、1点目なんです、県の過疎指針の改定、それから、第2次長期総合計画後期基本計画、そして、第3期の地域創生総合戦略、これらの計画との整合をできるだけ図っていくことが求められています。これは、方針、方向性などの整合を図るという

ことでございますので、いわゆる具体的な数値等の整合というものまでは求められていないということでございます。2つ目です。計画書の構成につきましては、変更をいたしてございません。項目の内容においても、必要最小限ということでとどめさせていただいてます。3点目です。過疎計画の肝となりますのは、やはり人口減少対策であるということでございます。そのため、将来目標人口につきましては、最新のもの掲げ、各種事業計画に反映をしていくということが大事ということになります。4点目です。事業計画、特に過疎対策債ですね、これについては、実現可能で、必要最小限にとどめ、財政能力を超える財政負担をもたらさず、また、不急不要の施設整備を図る計画、そういったものにならないように留意をするということが大事というふうなことでございます。申し上げたような等々のことが求められてございます。

それでは、具体的に変更の内容につきまして、御説明をしたいと思います。主な部分についてのみ申し上げます。全般を通しまして、変更箇所につきましては、赤字、アンダーラインで表示をさせていただいております。

まずは、3ページから5ページになります。これは目次です。計画の構成についてですが、3部構成ということになっております。1つ目が基本的な事項、2から13が各分野別の計画で、(1)現況と問題点、(2)がその対策、そして、(3)計画、(4)公共施設等の総合管理計画との整合を掲載しております。そして、14になりますが、過疎地域持続的発展特別事業分の掲載となっております。特別事業分というのは、主にソフト事業的なものというふうに御理解いただいたら結構かと思っております。

まず、1の基本的事項です。10ページをお願いいたします。将来目標の人口で、第3期神河人口ビジョンに置き換えをしております。ここでのポイントは、2060年で2,100人規模の人口減少抑制を目指すということでございます。この段階で、6,000人規模の人口を維持することを目標とするというふうに決めました。行財政の状況では、令和5年3月に策定いたしました第3次行財政改革大綱の内容を新たに追記をいたしてございます。

続きまして、飛びまして、13ページのほうを御覧いただきたいと思っております。計画の期間でございます。令和8年の4月1日から令和13年3月31日までの5か年ということでご定めてございます。

続いて、次のページの14ページになります。2、移住・定住・地域間交流、人材育成でございます。それから、15ページのほうが、移住定住サポートセンター、地域活性化起業人制度の活用、そういったものにつきまして追記をしております。

続いて、少し飛びますが、18ページになります。3の産業の振興でございます。

次のページが観光対策でございます。観光対策では、外国人、地域おこし協力隊などの活用を通しましたインバウンド需要の増加につきまして追記をしております。

飛びまして、23ページになります。地域における情報化でございます。特にケーブルテレビ施設の対策につきまして、ケーブルテレビの運営及びインターネット事業の在

り方について、大幅に記述を更新をしたところでございます。

続きまして、次のページ、24ページになりますが、5、交通施設の整備、交通手段の確保でございます。

それから、25ページまでになります。御覧いただきたいと思います。デマンド型の交通の拡大やライドシェアの導入、それから、JR播但線利用促進事業について加筆をしたところでございます。

26ページですが、以降の計画では、道路改良等を中心に更新をするとともに、ライドシェアの運行事業、JR播但線利用促進事業を追加をいたしてございます。

続いて、29ページです。6、生活環境の整備でございます。

29ページ、30ページにかけて、消防・防災では、避難所の環境整備を、それから、防犯対策では、特殊詐欺対策の強化などを加筆をいたしてございます。

32ページになります。以降の計画につきましては、避難所環境整備事業、特殊詐欺等被害防止対策事業を追記をいたしてございます。

続いて、少し飛びますが、36ページになります。7の子育て環境、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます。

次のページでございます。健康福祉の対策記述を大幅に更新をし、ひきこもり、不登校等への支援、介護保険事業の施策の充実等を記述をしてございます。

続いて、40ページ、8の医療の確保でございます。

飛びまして、42ページの計画で、医師Uターン促進事業を加筆をいたしてございます。

続いて、43ページ、9、教育の振興でございます。

次のページの44ページの計画で、学校施設の整備につきまして少し加筆をしたところでございます。

続きまして、次のページの45ページは、10、集落の整備でございます。ここでは、地域コミュニティでは、地域自治協議会の取組など、内容の更新をいたしてございます。

続いて、少し飛びますが、49ページになります。12の再生可能エネルギーの利用推進でございます。温暖化対策実行計画の取組など、全面的に更新をいたしてございます。

最後になります。50ページ以降です。事業計画、過疎地域持続的発展特別事業分でございます。記載のとおり、新規の事業等につきまして追記をしているところでございます。

以上、簡単なんですけど、詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第12 第10号議案及び第11号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第12、第10号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（作畑・新田辺地）、第11号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件（川上辺地）の2議案を一括議題とします。

上程2議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第10号議案及び第11号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件でございます。

第10号議案、作畑新田辺地の計画事業は、町道作畑新田線整備事業、林道水谷線整備事業、林道黒川新田線整備事業で、第11号議案、川上辺地の計画事業は、町道川上幹線整備事業でございます。

それぞれ辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事兼病院改革推進室長。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。そうしましたら、第10号議案、11号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

本件は、辺地計画の策定についてでございます。現行の辺地計画が本年度、令和7年度で終了することに伴いまして、新たに令和8年度から令和12年度までの5年間の総合整備計画を策定するものでございます。

御存じのとおり、神河町には7つの辺地地区がございます。作畑・新田、大畑、それから上越知、越知、奥猪篠、川上、上小田の7つの辺地地区がございますが、この中から、公共的施設の整備度合いを踏まえまして、作畑・新田、川上の2辺地の整備計画を作成をさせていただいたところでございます。

基本とする考え方でございますが、本計画は、実現可能で、必要最小限かつ相当程度の経済性を加味したもので、財政力を超える財政負担をもたらさず、また、不急不要の施設整備を図る計画とならないように留意をすること、これが求められているところでございます。

これらのことを踏まえまして、財政収支計画で推計をしております辺地債の発行計画でございますが、年間約7,000万円、これを基本ラインとし、選択と集中を図るとともに、辺地計画の一丁目一番地であります町道、橋梁、生活インフラの整備に限定をさせていただいております。

それでは、辺地計画の概要につきまして御説明を申し上げます。

ページは、56ページでございます。まず、作畑・新田辺地でございます。辺地度点数につきましては184点、辺地地区で一番高い点数となっております。

続いて、次のページになります。57ページです。整備計画につきましては、町道作畑・新田線、林道水谷線、林道黒川新田線の3路線としております。各路線の事業費、財源の内訳、辺地債の発行予定額については、記載のとおりでございます。作畑・新田辺地の整備事業費につきましては、2億5,000万円を予定をいたしてございます。

続いて、58ページをお願いをします。事業の内容でございます。町道作畑・新田線の道路改良につきましては、令和9年度の完成を目指します。令和10年度からにつきましては、2か年をかけ、改良外部分の舗装修繕を計画をさせていただいております。林道水谷線につきましては、のり面改良と落石対策工事を予定をしております。また、林道黒川線につきましては、橋梁の補修修繕を計画をいたしてございます。各年度の事業費等につきましては、御覧のとおりでございます。

59ページから61ページにかけては、その計画箇所図ということになります。御覧おきをいただきたいと思っております。

続いて、63ページをお願いをします。川上辺地でございます。辺地度点数につきましては134点でございます。整備計画は、町道川上幹線、事業費、財源内訳、辺地債の発行予定額につきましては、7,500万円でございます。

64ページをお願いをいたします。事業の内容でございます。舗装修繕工事で、各年度の事業費等については、御覧のとおりでございます。

次のページの65ページには、事業箇所図をつけておりますので、御覧おきをよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

以上、簡単なんですけど、詳細の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第13 第12号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第13、第12号議案、峰山高原ホテル・リラクシア浄化槽更新工事請負契約の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第12号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、峰山高原ホテル・リラクシア浄化槽更新工事請負契約の件でございます。

本件は、令和8年度において、峰山高原ホテル・リラクシア浄化槽を更新するもので、

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

峰山高原ホテル・リラクシア浄化槽の更新工事については、浄化槽設置範囲面積107.45平方メートル、機械室建築面積8.4平方メートル。本体構造はFRP製、処理対象人数は360人槽で、建築工事、電気設備工事、機械設備工事を行い、浄化槽を更新するものでございます。

契約の金額、工事請負金額ですが、税込み1億2,100万円、契約の相手方、工事請負業者は、但南建設株式会社姫路営業所でございます。

更新工事の完了期限を令和8年11月30日とし、令和8年12月より供用開始を予定しています。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。第12号議案について詳細説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。入札の状況でございます。入札の日時、場所、工事名ですが、令和8年2月20日金曜日、午前10時から、役場2階総務課におきまして、峰山高原ホテル・リラクシア浄化槽更新工事、事後審査型条件付一般競争入札を兵庫県電子入札共同運営システムにより行いました。

結果につきましては、予定価格は1億1,828万5,000円、最低制限価格は9,226万2,000円でございます。落札価格は1億1,000万円であり、落札率は約93%となっています。

契約金額は、消費税10%を加算した額で1億2,100万円でございます。本契約の御承認をいただきましたら、本日付で契約をさせていただく予定です。

契約の相手方の経歴でございます。工事出来高と資本金につきましては、記載のとおりでございます。

工期予定は、本契約を御承認いただきましたら、着手を本日3月3日、完了は令和8年11月30日とし、12月上旬より供用開始ができるよう進めてまいります。

次に、3ページを御覧ください。但南建設株式会社姫路営業所の工事履歴書となります。

次に、4ページを御覧ください。工事概要をつけております。まず、全体の計画でございます。1、工事名、2、工事場所は、記載のとおりでございます。4、浄化槽設置範囲は107.45平方メートル、機械室建築面積は8.4平方メートル、5、仕様について、本体構造はFRP製、処理方法は膜分離活性汚泥方式、処理対象人数は360人、

計画汚水量は110平方メートル、6、工事の主な内容としましては、建築工事では、建築に係る主体工事、電気設備工事では、動力幹線設備、動力分岐設備工事を行い、機械設備工事では、給水設備工事、排水設備工事及び浄化槽更新工事を行います。

6ページの浄化槽更新計画図を御覧ください。左下の枠、浄化槽（既設）では、構造はRC製、鉄筋コンクリート構造、能力は、処理対象人数845人、計画汚水量160平方メートルでしたが、浄化槽（新設）では、構造はFRP製、能力は、処理対象人数360人、計画汚水量110平方メートルとし、直近5年間の最大処理量を勘案した上で、県の建築指導課とも協議し、能力を決定しております。最終的には、防護柵を設置し、安全対策を行い、整備いたします。

以降は、配置図などの図面を添付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上が詳細説明でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩します。

午前11時30分休憩

午前11時32分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

ただいまの詳細説明の部分で、一部訂正がございますので、高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事、よろしく申し上げます。

高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課、高橋でございます。先ほど詳細説明の中で、本契約の御承認をいただきましたら、本日付で契約をさせていただき予定ですという部分と、それと、工期予定につきまして、本契約を御承認いただきましたら着手を本日3月3日と申しましたが、議決をいただいた日以降ということで、訂正をさせていただきたいと思っております。

それと、先ほど説明の中で、計画汚水量110平方メートルと申しましたが、110立方メートルということで訂正のほうをさせていただきます。

失礼いたしました。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第14 第13号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第14、第13号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第13号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、令和7年度神河町一般会計補正予算（第8号）で、補正予算（第7号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

内容につきましては、繰越明許費として、総合行政用コンピュータ運営事業ほか14事業を繰り越しし、地方債の補正として、クリーンセンター整備負担金事業ほか10事業の限度額を補正、そして、歳入歳出では、国の補正予算による地域未来交付金を活用した新規の事業などの計上、各事業の事業費確定見込みなどの補正でございます。

その主なものは、歳入では、増額要因として、町民税、固定資産税、国の補正予算による地域未来交付金、学校施設環境改善交付金などがございます。減額要因は、医療助成費補助金、緊急防災林整備事業補助金、グリーンエコー笠形償還補填金、福崎町、市川町からの中播消防署建設負担金、今回の補正における財源調整としての財政調整基金繰入金などがございます。

続いて、歳出では、増額要因として、国の補正予算による地域未来交付金、学校施設環境改善交付金による地理情報システム整備事業、神崎総合病院外来通院支援アプリの導入、トイレカー、給水タンクの整備による地域防災緊急整備事業、中学校屋外トイレの整備、国の補正予算による水道管路耐震化事業に係る水道事業会計出資金などがございます。減額要因としては、地方公共団体情報システム標準化、不足額給付金支給事業、予防接種の委託、中播北部行政事務組合負担金、若者世帯住宅補助などがございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,029万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億4,670万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事兼病院改革推進室長。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第13号議案につきまして御説明を申し上げたいというふうに思います。

説明をさせていただく前に、少し今般の補正につきましての新規事業を掲載をしておりますので、その背景につきまして簡単に申し上げたいと思います。

今般の補正予算については、昨年同様、国の補正予算、特に地域未来交付金など及びそれに付随します財源措置であります補正予算債を活用しまして、令和8年度予算と一体として編成をさせていただきました。つまり、令和8年度当初予算に計上を予定していた事業を、より有利な財源を獲得するため、今般の補正予算に盛り込んだというものでございます。

対象となる事業につきましては、32ページ以降にあります新規事業の説明一覧表にも掲載をしております4つの事業となります。1つ目が地理情報システムの整備事業、2つ目が公立神崎総合病院外来DX事業、3つ目が地域防災緊急整備事業、4つ目が中学校施設整備事業でございます。これらの事業に活用いたします補助金につきましては、国において翌債の措置が取られます。したがって、それにあわせて、各事業に係る補正額の財源につきましては、全額翌年度に繰り越すこととし、第2表の繰越明許費の中に計上をさせていただいております。実質的には8年度の事業と一体として取り組んで進めていく予定をしております。

これらのことを踏まえまして、御審議のほうを賜ればと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、第13号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

まずは、6ページ、第2表の繰越明許費でございます。

各事業の繰越明許費の額を申し上げたいというふうに思います。

2款総務費、1項総務管理費、総合行政用コンピュータ運営事業でございます。806万9,000円となっております。この事業につきましては、戸籍に職権記載をいたしました振り仮名を住基システムに一括登録するためのシステム改修費ということになります。国の補正予算では、補助金として、社会保障・税番号システム整備費補助金、補助率は10分の10になりますが、これを活用するため、事業費全額を翌年度へ繰越しをいたします。

次に、庁舎管理事業でございます。2,196万3,000円でございます。庁舎の防水修繕工事ほかに係るものでございます。

続きまして、2項徴税費、地理情報システム整備事業でございます。943万円でございます。先ほども申し上げましたが、新規事業の1つ目に申し上げた事業になります。どういふことをするかといいますと、固定資産税に伴います地番図の情報発信を行うシステムを構築をするというものでございます。補助金等の手続によりまして、これについても全額繰越しをいたします。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、物価高対応子育て応援手当事業でございます。金額は88万円でございます。先月に開催をさせていただいて、臨時議会で議決をいただきました事業でございます。4月分以降の支給となります公務員分等の申請につきましては、国からの通知の補助金事務取扱により繰越しをするということになっておりますので、対応するものについては、繰越しをするということでございます。

続いて、4款の衛生費、1項保健衛生費、水道事業会計繰出金事業でございます。金額は8,248万5,000円の繰越しです。水道管の耐震化事業に係るものでございます。少し事業の概要につきまして御説明を申し上げたいと思います。水道管路の耐震化に係る事業費の一部が繰り出しの基準に追加をされたところでございます。具体的に申し上げますと、耐震化事業の上積み事業が対象となっております。上積み事業とは何かとい

うことですが、通常行っている通常以上に努力をして事業を行う、そういった意味合いでございます。この上積み事業の単費分の4分の1、当町につきましては、財政力が低いため、特別措置ということで2分の1になりますが、一般会計から出資をするというものでございます。一般会計におきましては、この出資額につきまして、一般会計出資債という地方債を発行することになります。国は、これに対しまして、財政措置として、後年度の元利償還金の2分の1を交付税により措置をすると、こういったものでございます。今般、水道事業会計におきまして、国の補正予算に係る補助金ですね、これは補助率25%ですが、これを活用し、繰越明許としているため、付随しまして、水道事業会計の繰出金につきましても繰越しをするというものでございます。

終わります。次に、公立神崎総合病院外来DX事業でございます。金額は1,594万円です。新規事業の2つ目の事業になります。病院においては、待ち時間が長いという課題を持っております。今般、通院支援アプリを導入をし、診察や会計の待ち時間短縮、通院時の不安軽減など、サービスの向上及び、併せて業務の効率化を図るということを目的としております。補助金等の手続によりまして、これも全額繰越しをし、実施をしたいというものでございます。

続きまして、5款農林水産業費、2目林業費、林業振興対策費でございます。684万円でございます。木工芸センターの高圧受変電設備改修工事に係るものでございます。これにつきましては、補正で対応させていただいたものなのですが、入札、契約以降、必要設備の受注生産が年度内に間に合わないことが分かりましたので、繰越しをさせていただきたいというものです。

続いて、6款の商工費、食料品の物価高騰等生活者支援商品券事業でございます。金額は5,861万7,000円です。過日の臨時議会にて議決をいただきました事業でございます。

続いて、7款土木費、2項道路橋梁費、道路メンテナンス事業でございます。1,910万円でございます。続いて、道整備交付金事業で5,690万円でございます。繰越しの理由につきましては、道路メンテナンス事業では、いつもの形になりますが、河川の一時占用など、許可事務に時間を要したものでございます。また、道整備交付金事業につきましては、用地交渉等、用地の買収が遅延をしております、これに伴うものでございます。

続いて、8款消防費、中播消防署本署建設負担金事業でございます。1億8,988万1,000円でございます。これは、福崎町への負担金でございます。

次に、防災行政無線運営事業でございます。461万7,000円です。延長外部接続箱の基盤整備に係るもので、これについても、受注生産が年度内に間に合わないということから、繰越しをしたいというものでございます。

次に、地域防災緊急整備事業で、3,976万4,000円でございます。新規事業の3つ目の事業になります。激甚化、頻発化します大規模災害時に備えまして、トイレカー、

給水タンクを整備するものでございます。これについても、補助金等を活用しますが、これらの補助金等の手続によりまして、全額を繰越しをいたします。この事業については、議会におきましても特にトイレカー、これについては効率的な利用について、十分に検討するようということで御意見も伺っているところでございますので、大事なポイントとして認識をいたしております。補助金の申請につきまして、K P Iの設定がありますが、これは、効率的な利用と災害に対する啓蒙、啓発というふうにしておりまして、利用計画につきましてしっかりと定めて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

9 款の教育費、3 項中学校費、中学校施設整備事業でございます。3,893 万6,000 円です。新規事業になります。最後の4 つ目の事業ということですが、中学校の屋外トイレの新設工事に係るものでございます。これについても、国の補正の補助金等を活用しますので、そういった手続の関係上、全額繰越しをさせていただきたいというものでございます。

繰越明許費の最後になりますが、9 款教育費、5 項社会教育費、中央公民館管理運営事業で、1,333 万3,000 円です。庁舎と同様に、中央公民館の防水修繕工事を予定をしていたもの、これに係るものでございます。

7 ページから8 ページにかけまして、繰越しの理由につきまして掲載をさせていただいておりますので、理由等につきましても、御参照をいただきたいなというふうに思っております。

続きまして、9 ページをお願いをいたします。9 ページは、第3 表の地方債の変更でございます。事業の確定見込みに伴う補正等でございます。起債の目的事業ごとに限度額につきまして申し上げたいというふうに思います。

まず、クリーンセンター整備負担金事業でございます。過疎債を活用しております。次期ごみ処理施設整備負担金に係るもので、本年度の事業費の確定によりまして850 万円を減額をいたしまして、限度額を1 億9,430 万円とするものでございます。

続いて、観光施設整備事業です。これも起債は過疎債でございます。ヨーデルの森の長寿命化改良工事、それから、峰山高原宿泊施設浄化槽の更新工事の設計に係るものでございます。事業費の確定によりまして1,320 万円を減額いたしまして、限度額を3,720 万円とするものでございます。

続いて、地方創生道整備推進交付金事業ということで、公共事業債を活用しております。これは、町道野村沢線、流田線で、10 万円の減額になります。限度額を2,640 万円としております。

続いて、橋梁整備事業、これも過疎債です。道路メンテナンス事業で360 万円を減額をいたしまして、限度額を2,960 万円とするものでございます。

続いて、河川整備事業です。これは、緊急自然災害防止対策債ということになります。400 万円減額をさせていただきまして、限度額を1,550 万円とするものでござい

す。

続いて、急傾斜地崩壊対策事業で、公共事業債になります。県が施工しております急傾斜地の崩壊対策事業に対する負担金でございます。660万円を減額いたしまして、限度額を390万円とするものでございます。

続いて、消防施設整備事業です。緊急防災減災対策事業債でございます。中播消防署建設費及び負担金、消防指令システム整備負担金、防火水槽の整備などに関するものでございます。4,480万円を減額をいたしまして、限度額を3億9,640万円としております。

続いて、社会教育施設解体事業、これも緊急防災減災対策事業債になります。神崎公民館、体育センターの解体等に係るものでございまして、620万円を減額し、限度額を2,940万円とするものでございます。

続いて、水道事業一般会計出資債ですが、繰越明許のところ御説明を申し上げた事業です。限度額を8,240万円と定めるものでございます。

続いて、地域防災緊急整備事業債でございます。補正予算債を活用いたすものでございます。繰越明許費で御説明をいたしましたトイレカー、給水タンクの整備に係るもので、限度額を1,940万円としております。

起債の最後になりますが、学校教育施設整備事業で、これについても、補正予算債を活用いたします。繰越明許費で御説明を申し上げました中学校の屋外トイレの新設工事に係るものでございます。限度額を2,420万円とするものでございます。

これによりまして、補正後の限度額の総額でございますが、11億9,140万円となります。

以上で起債のほうの説明は終わらせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 黒田参事、一旦ここで止めてください。

説明の途中ですが、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。再開を13時ちょうどとします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

午前中に続き、第13号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第8号）の詳細説明を求めます。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。引き続き御説明のほうをさせていただきます。

その前に、大変恐縮なんですけど、1点ちょっと修正ということで申し上げたいと思います。ページのほうは、6ページでございます。繰越明許費の一覧になりますが、一番

右の備考のところ少し間違っていたということで訂正をさせていただきたいと思っております。

表でいきますと、下から2番目の中学校の施設整備事業ということなんですが、屋外トイレの整備の関係です。契約繰越しというふうに記載をしていますが、契約まではいきませんので、未契約繰越しということで訂正をさせていただきます。

確認が少し不足しておりまして、大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いをいたします。

そうしましたら、引き続き御説明のほうを申し上げます。

午前中に地方債の補正まで御説明を申し上げましたので、引き続き事項別明細書のほうで御説明を申し上げたいというふうに思います。ページにしますと、13ページからということなんです。

まず、歳入でございます。主なものについてのみ御説明を申し上げます。

1款町税、1項町民税、1目個人町民税でございます。現年課税分が1,559万9,000円の増額でございます。当初の見込みより退職所得及び所得割の普通徴収が増額となったものでございます。

2項の固定資産税でございます。現年課税分が1,092万2,000円、滞納繰越分が1,897万8,000円の増額になります。主な要因ですが、現年課税分につきましては、償却資産大臣配分の増額、繰越分につきましては、高額納税者の納付が少しあったということで増額にしております。

続きまして、13款の分担金及び負担金、1項分担金、農林業費分担金でございます。作業道維持補修工事補助金でございますが、50万円の減額となります。

2項の負担金、2目民生費負担金でございます。2名の途中入所があったということから、老人福祉施設入所者費用徴収金を110万円の増額としております。

続いて、国県の負担金でございます。

民生費負担金です。児童手当交付金ですが、実績の見込みにより、国は189万7,000円の減額、14ページになりますが、県負担金につきましては3万8,000円の増額ということになります。

続いて、衛生費国庫負担金です。新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金でございます。対象者が減りまして、76万2,000円の減額ということでございます。

続きまして、14ページの国庫補助金でございます。

まず、総務費の補助金でございます。社会保障・税番号システム整備費補助金657万8,000円の増額でございます。戸籍の振り仮名に係るシステム改修ということでございます。地域未来交付金は471万5,000円の増額となります。これは、地理情報システム整備事業に係るものでございます。ちなみに、補助率につきましては2分の1となっております。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。充当事業の不足額給付金の実績見込みによりまして、少し減額になりますが、474万円の減額ということでございます。

民生費の補助金です。地域生活支援事業補助金で、障害者基幹センター業務委託料の減額によりまして、国は89万7,000円、県につきましては44万9,000円の減額でございます。

続いて、衛生費の補助金です。子ども・子育て支援交付金、こども家庭センター事業分でございますが、困難事例対応職員の配置が必要になったことにより、国522万2,000円の増額計上としております。続いて、地域未来交付金797万円の増額でございますが、公立神崎総合病院外来DX事業に係るものです。補助率は2分の1です。

土木費補助金です。若者世帯住宅補助事業などの実績見込みによりまして、社会資本整備総合交付金285万9,000円の減額計上をしております。

教育費の補助金です。学校施設環境改善交付金1,214万2,000円の計上でございます。神河中学校の屋外トイレ新設工事に係るものです。補助率につきましては、こちらの補助金は3分の1ということになります。

消防費補助金です。地域未来交付金で1,948万円を計上をしております。トイレカー、給水タンクを整備します地域防災緊急整備事業に係るものでございます。補助率につきましては、2分の1です。

続きまして、県の補助金です。

民生費補助金でございます。人生いきいき住宅事業補助金、実績見込みによりまして130万6,000円の減額でございます。医療助成費補助金は、決算見込みに基づきまして623万1,000円の減額です。

続いて、15ページになります。保育施設等への一時支援金事業費補助金でございます。事務費を含めまして52万8,000円の計上で、物価高騰等の影響を受けている保育所を支援をするというものでございます。この事業につきましても、国の補正で出ているものということでございます。

衛生費補助金でございます。住宅用太陽光発電設備導入支援事業補助金でございます。5件ほど予定をしておりましたが、申請がございませんでしたので、292万5,000円を減額をしております。

農林業費補助金でございます。それぞれの実績見込みによりまして、地籍調査事業補助金は113万7,000円の増額、多面的機能支払交付金は110万6,000円の減額、農村地域防災減災事業補助金は316万7,000円の減額、緊急防災林整備事業補助金は1,050万1,000円の減額となります。それぞれ実績によるものでございます。また、実績によりまして、空き家の活用補助金につきましては250万円の減額としております。

続いて、県委託金です。

総務費委託金でございます。額が確定しましたので、衆議院議員総選挙費委託金でございますが、168万……。

○議長（澤田 俊一君） 暫時休憩します。

午後 1 時 1 0 分休憩

午後 1 時 1 5 分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

それでは、引き続き、黒田財政特命参事、お願いいたします。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田です。
引き続き御説明を申し上げたいと思います。

その前に、総務費の委託金のところで、選挙の関係のところ、衆議院議員というふう
に申し上げたようございまして、正しくは、参議院議員通常選挙費委託金ということ
でございます。金額は 1 6 8 万 6, 0 0 0 円の減額です。すみませんでした。少し言い間
違いをしました。

続いて、農林業費の委託金でございます。地籍調査事業委託金は、決算の見込みによ
りまして 4 5 7 万 1, 0 0 0 円の減額となっております。

続いて、基金の繰入金です。

公共施設維持管理基金繰入金 1, 7 3 0 万円の減額、1 6 ページ、まちづくり基金繰入
金 3, 5 1 9 万 3, 0 0 0 円の減額、森林環境譲与税基金繰入金 5 7 1 万円の減額、それぞ
れにおきまして、充当しております事業の事業費が確定したことにより、減額、増額等
をするものでございます。

財政調整基金繰入金は 9, 9 8 9 万円の減額で、今般の補正の財源調整のため、減額を
するものです。補正後の残高見込みにつきまして申し上げたいと思います。1 7 億 9, 2
3 4 万円の見込みでございます。1 7 億 9, 2 3 4 万円の見込みでございます。

続いて、雑入でございます。

グリーンエコー笠形の起債の償還受入金ですが、3 5 5 万円の全額の減額となります。
中播消防署建設負担金は 7, 8 4 0 万 6, 0 0 0 円の減額で、造成工事費の減額に伴うもの
でございます。

最後、町債につきましては、第 3 表の地方債補正で御説明を申し上げたとおりでござ
います。

続きまして、1 8 ページの歳出につきまして御説明を申し上げます。各款について、
目ごとに主なものについて御説明をしたいと思います。

まず、2 款の総務費でございます。

一般管理費でございます。退職予定者に係る職員退職手当組合特別負担金 3 9 7 万 6,
0 0 0 円の計上でございます。総合行政用コンピュータ運営事業及びシステム標準化事
業では、システム更新委託料 1, 0 1 2 万 5, 0 0 0 円、システム保守委託料 9 0 8 万 6, 0
0 0 円など、委託料として 1, 8 5 8 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。ガバメントクラ
ウド利用料につきましては 2, 4 0 0 万円など、使用料及び賃借料 2, 5 6 1 万 1, 0 0 0 円
の減額計上をしております。

続いて、財産管理費でございます。庁舎等施設改善工事請負費574万円の減額でございます。これは、支庁舎の電話機の更新工事を予定をしておいたわけなんです、更新する計画をしておりましたが、精査をした結果、経年による劣化はございますが、使用に関しては問題なく使えるため、当分の間、更新を延期したいということで減額をさせていただきます。

続いて、企画費です。地域おこし協力隊起業化支援補助金100万円の減額でございます。対象は、江隊員、意向がないため、減額をさせていただきます。

ケーブルテレビの管理運営費でございます。維持基金積立金1,500万円の増額でございます。

続いて、19ページをお願いいたします。2項徴税费、税務総務費でございます。地理情報システム整備委託料として943万円の増額で、繰越明許費で御説明をしたものでございます。

続いて、選挙費ですね、事業確定によりまして、参議院議員通常選挙費168万6,000円、20ページの町長選挙費につきましては1,051万9,000円の減額計上でございます。

続いて、21ページをお願いいたします。3款の民生費です。

社会福祉総務費でございます。事業費の確定により、不足額給付金474万円の減額です。住宅改修等助成費（特別型）につきましては、人生いきいき住宅助成金でございますが、実績見込みにより191万1,000円の減額でございます。

続いて、22ページ、医療助成費でございます。300万円の減額で、実績報告に基づくものでございます。

児童措置費でございます。児童手当関係につきまして164万円の減額で、これにつきましても、実績見込みによるものです。

2項児童福祉費、保育所費でございます。51万8,000円の増額で、国の補正によります保育施設等への一時支援金で、物価高に対応するためのものでございます。神崎保育園が35万1,500円、寺前保育所が16万6,500円で、その定員数により基準額が定められております。

4款の衛生費です。

保健衛生総務費でございます。通院支援アプリ導入委託料として1,594万円の増額で、繰越明許費で御説明を申し上げました公立神崎総合病院外来DX事業に係るものです。続いて、水道事業会計出資金は8,248万5,000円の増額で、同様に繰越明許費で御説明をしたとおりでございます。

健康づくり対策費です。予防接種者の減少などで、医薬材料費が785万1,000円、個別接種委託料が281万1,000円の減額となります。特に医薬材料費では、コロナの接種が865人の想定から大幅に減りまして492人に、インフルエンザの予防が2,672人の想定から2,062人に減ったことによります。予防接種健康被害給付費は7

6万2,000円の減額で、歳入で御説明をしたとおりです。

母子衛生費でございます。妊婦健診委託料は、これについては35人を予定しておりましたが、27人に減ったことによりまして、100万4,000円の減額です。

23ページをお願いいたします。環境衛生費でございます。中播北部行政事務組合負担金（火葬場分）など、959万8,000円の減額です。

続いて、ごみ処理費です。実績見込みによりまして、中播北部行政事務組合負担金1,757万5,000円の減額です。補正後の次期ごみ処理場建設負担金なのですが、2億122万3,000円となります。2億122万3,000円となります。

し尿処理費です。中播衛生施設事務組合負担金でございますが、投入量の減などにより、527万1,000円の減額です。

続いて、5款の農林水産費です。

農地費でございます。24ページになりますが、ため池廃止工事請負費は250万円の減額です。

農業施設管理費でございます。水車公園の改修工事など、入札の減等々、516万6,000円の減額となります。

地籍調査費です。事業費の確定によりまして97万6,000円の減額でございます。

林業振興費です。町森林経営管理事業委託料は1,978万円の減額、また、森林環境譲与税基金積立金は1,162万円の増額になります。

続いて、25ページをお願いいたします。6款商工費になります。

観光振興費でございます。ヨーデルの森改修工事など、入札の減などによりまして1,419万9,000円の減額計上としております。

続いて、7款の土木費です。

土木総務費でございます。急傾斜地崩壊対策事業負担金でございます。事業費の確定によりまして740万円の減額です。

続いて、道路橋梁新設改良費です。道路メンテナンス事業及び道整備交付金事業によるものでございます。485万4,000円の減額計上でございます。

河川費でございます。河川改修工事の事業費の精査によりまして520万円の減額計上をさせていただいています。

続いて、26ページをお願いいたします。住宅管理費です。負担金、補助及び交付金1,212万2,000円の減額で、若者世帯向け家賃補助金131万5,000円の減額、若者世帯住宅取得支援補助金730万7,000円の減額、若者世帯リフォーム支援補助金230万円の減額などがございます。それぞれ決算見込みにより減額をしております。

住宅建設費でございます。635万2,000円の減額で、空き家活用支援事業補助金、2件減りまして425万円、空き家おかたづけ支援事業補助金60万2,000円、宅地開発支援事業補助金については申請がございませんでしたので150万円の減額となっております。それぞれ決算見込みにより減額をいたしております。

続いて、8款の消防費です。常備消防費でございます。中播消防署北部出張所建て替えに係るもので、事業費が確定しましたことにより、設計業務委託料546万5,000円、建設工事費8,687万5,000円、造成工事費573万9,000円の減額、また本署の負担金でございますが、2,128万円の減額の計上となっております。北部出張所の建設工事費は2億6,636万4,000円、造成工事費は3,426万1,000円となります。また、補正後の福崎町への負担金につきましては、2億3,228万円となります。

続いて、災害対策費でございます。地域未来交付金を活用しまして、トイレカー、給水タンクを整備します地域防災緊急整備事業など3,976万4,000円の増額計上としております。

続いて、非常備消防費でございます。消防団員装備整備補助金で、防災用具の雨がっぱなどを申請をしていたんですが、残念ながら不採択となりまして、財源の55万5,000円を一般財源に振り替えてございます。

続いて、27ページをお願いいたします。9款の教育費でございます。小学校管理費です。LED化の設計委託料485万7,000円の減額でございます。

中学校費でございます。屋外トイレの新設工事請負費など3,012万円の増額計上としております。

続いて、体育施設管理費ですが、武道場等の整備関係に係ります経費を867万3,000円減額をいたしてございます。

最後、10款の公債費でございますが、グリーンエコー笠形償還補填金355万円の財源を振替をしてございます。

以上、私からの説明につきましては、これで終わらせていただきます。

なお、引き続き、32ページ以降の新規事業がございますが、これについては、それぞれの担当課のほうから御説明したいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 続いて、32ページ以降の新規事業4件について、各担当課の説明を求めます。

まず、中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） 税務課、中島でございます。それでは、地理情報システム整備事業について御説明いたします。資料は32ページです。

まず、目的ですが、税務課が持っている地番図情報をウェブ上で幅広く発信することにより、町民や事業者が役場に来庁しなくても、最新の地番図の情報を、どこでもいつでも誰でも取得することができるものでございます。事務の効率化になり、今までは、業者の方などが窓口に来られるんですけども、来庁されまして、そこで地番図のデータを紙で提出しておったんですが、パソコンで見れるようになり、住民サービスの向上を図ります。

効果ですが、前年度、建設課の導入しております地理情報システムのプラットフォーム

ムを拡張しますので、建設課の持つ地形図データの上に税務課の地番図のデータを重ね合わせるなど、拡張性があります。また、これからは税務課のデータだけではなく、土砂災害警戒区域のデータなど、他課のデータも取り込まれて、総合的に組み合わせる公開していくようになるかと思えます。

財源ですが、国の補正予算により地域未来交付金、デジタル実装型の補助を活用します。この事業は、デジタル技術を活用した地方の活性化や行政サービスの効率化、高度化による地域の問題解決や魅力向上に向けた取組を支援する事業でございます。補助率は、説明のとおり、2分の1の国庫補助でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 次に、井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。資料のほうでは、担当課、住民生活課となっておりますが、私のほうで説明をさせていただきます。

このたびの補正に、公立神崎総合病院の通院支援アプリ導入による外来DX事業の取組経費として1,590万円を計上いただきました。その財源としては、地域未来交付金を活用し、2分の1額を交付金として受け入れるものでございます。

当院では、かねてより、患者満足度アンケートを年1回実施しておりますけれども、そういったアンケート等によりまして、診察及び会計に係る待ち時間の長さが評価の低い項目となっており、改善すべき重要な課題の一つとなっております。こうした課題に対応する手段として、近年、ほかの医療機関において、通院支援アプリの導入が進んでいます。通院支援アプリは、患者さんや付添いの家族がスマートフォンを通じて予約状況や診察順番の確認、診察費の決済を行うことができる仕組みでありまして、待ち時間の可視化による心理的負担の軽減や、受付、支払い手続の効率化が期待され、患者さんにとって利用しやすい病院環境を整えることで、患者さんの満足度を高め、患者増による収益アップにつながるものと考えております。

通院支援アプリの主な機能は、受診予約の確認であったり、予約リマインド通知、再診受付の自動化、診察順番の案内、自動決済、処方箋の送信などありますけれども、関係する院内部署と協議し、当院の導入する機能を検討してまいりたいと考えております。

なお、交付金の不採択となった場合であっても、病院としては収益につながる必要な事業と認識しておりますので、導入について前向きに町と協議させていただきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 次に、藤原住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（藤原 一宏君） 住民生活課の藤原でございます。それでは、地域防災緊急整備事業について御説明を申し上げます。

まず、事業の目的でございます。令和6年1月に発生しました能登半島地震では、断

水による水洗トイレの機能停止と下水道管の破損により、避難所では深刻なトイレ不足と衛生環境の悪化、また水分摂取の控えからくる脱水症や心筋梗塞など、被災者の健康が脅かされました。こうした教訓から、町内の避難所には、洋式便座に便袋をかぶせて使用する凝固剤タイプの携帯トイレを備えておりますけども、ごみの大量発生と衛生的な処理が困難などの課題が上げられます。このため、大型トイレカーを導入し、災害時における避難所環境の向上と併せ、平時においては防災訓練やイベントで活用し、防災意識の醸成を図っていきたいと考えております。

また、断水時の生活用水対策として、各避難所には非常用飲料水を備蓄しておりますけども、避難所生活が長期化した場合に備え、組立て式の給水タンクを配備しております。しかしながら、これに給水する手段がないため、積載型のポンプ付給水タンクを導入し、大型トイレカーと同様、避難所環境の向上を図っていきたいと考えております。

次に、事業概要でございます。大型トイレカーのトイレの数でございますけども、男性用が小便器1、洋式便器が2、女性用が洋式便器2、それから多目的トイレを備え、最大1,000回程程度の使用が可能となっております。なお、運転に必要な免許につきましては、準中型免許でございます。

また、給水タンクの容量は1,650リットルで、使用する際には、現在、上下水道課が保有している3トンダンプに積載し使用したいと考えております。

事業費、財源につきましては、御覧のとおりでございます。

以上、地域防災緊急整備事業の御説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 最後に、児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。34ページに少し詳しい資料を載せておりますので御覧ください。それでは、中学校整備事業について御説明をさせていただきます。

これは、神河中学校の屋外トイレを新設するための補正予算計上でございます。現在、神河中学校屋外トイレは、プール棟に併設しており、南側校門、図面上でいいますと、正門と書かれてる部分や、生徒玄関であったり、テニス部、サッカー部の練習場からは遠い場所にあるため、日常的には校舎内のトイレを使用しており、不便な状態が続いていました。また、今後、肢体不自由児の生徒も在籍することも予測されるため、対象生徒に対する合理的配慮などの観点からも環境整備が必要であるため、このたび新たに屋外トイレを整備するものでございます。

工事概要につきましては、木造平家建て、延べ床面積36平米、男子トイレにつきましては小便器3基、洋式大便器1基、女子トイレにつきましては洋式大便器3基、多目的トイレにつきましては洋式大便器1基を予定しております。

建設場所につきましては、生徒玄関の前、図面上ではサブグラウンドと書いておりますけども、サッカー練習場の南側の赤で囲んである場所を予定しております。現在、その土地につきましては、学校農園で使用している場所を予定しております。

事業費としましては、工事費3,642万8,000円、監理業務委託料250万8,000円を見込んでおります。また、財源につきましては、学校施設環境改善交付金1,214万2,000円と、残りの費用につきましては補正予算債を充て、町の財政負担を減らすようにするようにと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 以上で提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第15 第14号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第15、第14号議案、令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第14号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳出で、職員退職に伴う退職手当組合特別負担金の増額、決算見込みによる職員共済費及び会計年度任用職員の人件費の増額、合計で373万9,000円を増額し、予備費で調整しています。このことによる歳入歳出予算の総額の増減はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第16 第15号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第16、第15号議案、令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第15号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

今年度の医療費の状況については、昨年度に引き続き、全体の医療費は低い水準で推移していますが、1人当たりの医療費は依然高止まり傾向にあります。歳入において、前年度の特定健診の受診率等により交付される県繰入金、特別交付金が増額される見込みとなり、歳出では、保健事業費の減額に伴い、財政調整基金の繰入金を調整し、決算を見込む状況となりました。

補正の内容は、歳入では、県支出金確定見込みによる普通交付金の減額と特別交付金の増額、出産育児一時金繰入金の減額、財政調整基金からの繰入金減額、第三者求償及び不当利得による一般被保険者返納金、決算見込みによる増額でございます。歳出では、決算見込みによる一般被保険者療養給付費と出産育児一時金の減額、特定基本健診委託料の減額、また、歳入で補正しております第三者求償及び不当利得に伴う県支出金返納金の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ421万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,403万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目を以降に行いますので、御了承願います。

日程第17 第16号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第17、第16号議案、令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第16号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、保険料の決算見込みによる増額、歳出では、保険料の増額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ415万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,817万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目を以降に行いますので、御了承願います。

日程第18 第17号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第18、第17号議案、令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第17号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、第3号補正予算以降、補正要因が生じたものについて補正をいたしております。

補正要因としましては、歳入においては、介護保険料の決算見込みによる増額、介護保険給付費準備基金繰入金の決算見込みに伴う減額でございます。歳出においては、介護保険給付費準備基金積立金の決算見込みに伴う減額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ199万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億592万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承ください。

日程第19 第18号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第19、第18号議案、令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第18号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入のみの補正でございまして、消費税還付金の確定により、雑入を286万3,000円増額し、基金繰入金を同額減額するものでございます。これによる歳入歳出予算の総額の増減はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 2 0 第 1 9 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 2 0、第 1 9 号議案、令和 7 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 9 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 7 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、振興基金繰入金の増額及び地区振興基金利子の増額、歳出では、集落運営助成事業の増額及び地区振興基金積立金事業の増額によるものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 0 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4 3 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。なお、これらの内容につきましては、令和 8 年 2 月 2 0 日に寺前地区振興基金審議会に御承認いただいたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 2 1 第 2 0 号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 2 1、第 2 0 号議案、令和 7 年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 2 0 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 7 年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 2 号）でございまして、補正予算（第 1 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、振興基金繰入金の増額及び地区振興基金利子の増額、歳出では、地区振興助成事業の増額及び地区振興基金積立金事業の増額によるものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 1 0 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 6 5 1 万 8, 0 0 0 円とするものでござ

ございます。なお、これらの内容につきましては、令和8年2月27日に長谷地区振興基金審議会の書面決議により、御承認いただいたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第22 第21号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第22、第21号議案、令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第21号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入で、1点目、旧山田第2配水池の固定資産除却に係る長期前受金戻入を行うため、その他特別利益の増額、収益的支出で、1点目、その他特別損失として、旧山田第2配水池の固定資産除却費を同額増額、2点目、総経費の人件費で、職員の居住場所等の変更により、手当の増額、3点目として、これまで予備費から修繕費等に充用して各種の緊急対応をしており、これからの不測の対応に備え、予備費を増額してございます。これにより、収支均衡とはなりません、現金預金の資金がしっかりございますので、経営には問題ございません。

これらによる水道事業収益的収支及び支出の合計金額は、収入で5億1,166万円、支出で5億3,670万4,000円とするものでございます。

次に、予算第4条の資本的収入で、他会計負担金として一般会計からの出資金を増額します。これは、12月補正で上げさせていただいた国庫補助の追加事業費分で、管路の耐震化工事に係る繰入基準の改正がされましたので、このたび増額をいたします。これにより、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額を1億1,296万4,000円に改めます。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を4万4,000円増額し、4,807万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第3日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第23 第22号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第 2 3、第 2 2 号議案、令和 7 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 2 2 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 7 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 3 号）でございまして、補正予算（第 2 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正理由は、医療分野における賃上げ、物価上昇に対する支援金 3,230 万円の国庫補助金の受入れと、医療機関等生産性向上、職場環境整備等緊急支援金 560 万円の県補助金の受入れで、医業外収益を 3,790 万円増額し、病院事業収益を 35 億 1,636 万 3,000 円とするものです。これらの補助金は、昨年 11 月 21 日に閣議決定された、強い経済を実現する総合経済対策において、経済状況の変化等に対応するため、令和 8 年度診療報酬改定の時期を待たず、医療・介護等支援パッケージを緊急措置することとされたことによるものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

質疑については、第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

○議長（澤田 俊一君） ここでお諮りします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。本日はこれで延会とすることを決定しました。

次の本会議は、明日 3 月 4 日午前 9 時再開とします。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。

午後 2 時 01 分延会
